

○ 必要な費用の計上方法

次に掲げる経費について補正係数により補正を行う。

○漁港事業(漁港海岸を含む)の補正係数

【月単位の週休2日】

	補正係数
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※その他の事業は補正係数による補正は行わない。